

中小事業者デルタ株集中対策支援金

Q & A

令和3年10月6日

中小事業者デルタ株
集中対策支援金事務局

目 次

0	中小企業事業継続支援金との変更点と特記事項	P 1
1	概要	P 2
2	対象者	P 3
3	申請関係	P 7
4	売上減少要件	P 8

0 中小企業事業継続支援金との変更点と特記事項

Q0-1 中小企業事業継続支援金との違いを教えてください

A

中小事業者デルタ株集中対策支援金は、新型コロナウイルス(デルタ株)の急激な拡大の影響により、売上が大きく減少している事業者に、事業の継続を支援する支援金を給付するものです。

中小企業事業継続支援金との主な違いは、以下のとおり

	デルタ株支援金	事業継続支援金
対象者	中小企業者等 (時短要請対象者除く)	中小企業者等
売上減少 対象期間	8月又は9月	1月～6月のうち1カ月
受付期間	令和3年10月12日～ 12月17日	令和3年7月28日～ 10月1日
申請先	事務局又は <u>個人は住所地、法人は本店所在地</u> の商工会・商工会議所	個人は住所地、法人は本店所在地の商工会・商工会議所
必要書類	同右 ※事業継続支援金受給者は簡略化	申請書・収入申告書・宣誓同意書・確定申告書・売上台帳等基準月及び対象月の売上が分かるもの等

※ その他詳細は申請要領をご確認ください。

1 概要

Q 1-1 中小企業事業継続支援金を受給していても申請して良いのか。

A

中小企業事業継続支援金を受給していても申請することができます。その際は、簡易な様式で申請可能ですので、「中小企業事業継続支援金受給済者用」の申請様式を使用して、事務局へ申請してください。

Q 1-2 一時支援金や月次支援金の給付を受けていても申請してよいか。

A

申請可能です。ただし、2021年の年間事業収入見込額に、持続化給付金、一時支援金及び月次支援金等国、地方公共団体からの補助金、給付金の見込額を加えた額が、前年又は前々年の年間事業収入額より高い場合は、支援金の対象外となります。

Q 1-3 今回の支援金は課税対象となるのかまた申告の必要はあるのか。

A

所得税、法人税については課税対象となるので、税法に則った手続きが必要です。詳細については税務署に確認してください。

Q 1-4 いつ支給されるのか。

A

通常、申請から1カ月程度でご登録の口座に入金する予定であり、入金をもって給付決定とします。

ただし、申請内容に何らかの確認を必要とする項目や不備がある場合には、給付までに時間を要してしまうことがあります。

2 対象者

Q 2-1 フリーランスも今回の支援金の対象となるのか。

A

原則要件を満たせば対象となりますが、以下をすべて満たす場合は、実態として1事業所にのみ労務の提供をしているものと認められるため対象外となります。

- 1 作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）の有しないこと。
- 2 雇用者、専従者、外注費がないこと。
- 3 報酬の収入先が単数であること。

ただし、上記の場合であっても、個人事業税を納付している場合は、支援金の対象となります。その場合は、納税通知書の写し又は納税証明書（事業税の納付すべき額がわかるもの）を添付してください。

Q 2-2 1事業所にのみ労務の提供をしているものと認められるとは、2019 又は2020年のどちらか一方でも該当する年があった場合に対象外となるのか。

A

基準年(月間事業収入を比較する年)が、1事業所にのみ労務の提供をしているものと認められる場合は、対象外となります。

Q 2-3 飲食店等への営業時間短縮要請(令和3年8月30日～令和3年9月26日)の対象事業者でないこととあるが、全ての飲食店が対象外なのか。

A

営業時間短縮要請の対象事業者を指しており、全ての飲食店等が本支援金の対象外となるわけではありません。

【飲食店等への営業時間短縮要請の概要】

《対象区域》県内全域

《対象期間》第1期：令和3年8月30日（月）～令和3年9月12日（日）

第2期：令和3年9月13日（月）～令和3年9月26日（日）

《対象店舗》食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店

※第1期は、令和3年8月29日(日)以前から、第2期は令和3年9月12日(日)以前から営業していること

※通常の営業終了時刻が20時を超えていること

＜対象外店舗の具体例＞

宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

《要請内容》営業時間を5時から20時まで（酒類の提供は19時まで）に短縮

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/corona/202109070001.html>

3 申請関係

Q 3-1 確定申告書の收受印の日付が見えないが、受け付けてもらえるのか。

A

收受印が押印されていれば、收受印の日付が見えなくとも受け付けます。

Q 3-2 提出に必要な確定申告書の控えが手元にないが、どうしたら良いか。

A

個人の場合は、確定申告書を提出した税務署にて、閲覧請求及び開示請求を行うことができます。

<開示請求>

- ・開示請求を行うことで、確定申告書のコピーを交付される場合があります、開示・不開示の決定は原則として30日以内に行われます。また、手数料として300円/件が必要です。

【必要書類】

- ・保有個人情報開示請求書 (PDF/158KB)
- ・本人確認書類

詳しくは、以下をご覧くださいか、税務署へお問い合わせください。

<https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm>

<閲覧請求>

- ・閲覧請求を行うことで、確定申告書の閲覧を行うことができます。新型コロナウイルスに係る支援金等で確定申告書が必要である上に閲覧請求を行う場合は、書類を写真撮影することができます。

詳しくは、税務署へお問い合わせください。

Q 3-3 基準月・対象月の売上を証明する書類はどのようなものか。

A

基準月・対象月の事業収入金額が記載された、売上台帳、帳簿、試算表等となります。ただし、以下のものは認められません。

- ・ 給与明細
- ・ 通帳の写し
- ・ 請求書
- ・ 上記の他、月別の事業収入がわからないもの

Q 3-4 複数事業所、複数店舗を運営している場合、複数申請できるのか。

A

法人又は個人事業者単位での申請となります。複数事業を行っていても、1申請のみとなります。

Q 3-5 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。

A

申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 3-6 現在、山口県内の店舗を廃業しているが対象となるか。

A

本事業は、事業継続を支援する目的であることから、廃業している場合は、対象となりません。

Q 3-7 複数回受給することは可能か。

A

複数回の受給はできません。

Q 3-8 消費税の申告書類での申請は可能か。

A

消費税の申告書類は証拠書類として使用できません。

Q 3-9 事業承継が確認できる書類とはどのようなものか。

A

開業届や営業許可書等、事業承継の事実が確認できる書類を添付していただきます。

Q 3-10 申請書類にて、事務局が必要と認める書類とあるが、具体的には何か。

A

事業承継を確認できる書類がない等により、事務局が追加の書類が必要と認めた場合に、依頼させていただきます。

4 売上減少要件について

Q 4-1 個人事業主で、2019 年は事業収入が一番多く、2020 年は給与収入や雑所得に係る収入が一番多い場合は対象外となるのか。

A

2019 年と 2021 年で事業収入を比較することとなります。2020 年とは比較できません。

Q 4-2 事業収入と給与収入、雑所得に係る収入を比較して一番多い収入が主たる収入となるが、事業収入と給与収入＋雑所得に係る収入を比較するのか。

A

事業収入、給与収入、雑所得に係る収入を比較するため、給与収入と雑所得に係る収入の合計と事業収入を比較するわけではありません。

Q 4-3 例年 8 月又は 9 月に収入がないが、どうすればよいか。

A

8 月又は 9 月に売上が減少している必要があるため、例年 8 月又は 9 月に売上がない場合は、売上減少要件を満たせません。

Q 4-4 原因となったコロナの影響【コロナの影響により、何故減少となったか具体的に記載】とは何を記載するのか。

A

売上減少の原因となったコロナの影響を具体的に記載してください。「コロナにより売上が減少」といった表現や、コロナの影響による売り上げ減少でない場合は対象外となります。